四　規則第六十七条の二の二に規定する事項であって農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。

(一)　管理の方法で管理者その他の管理の体制に係るもの

(二)　管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期に係るもの（期間の延長を除く。）

(三)　管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の水量の二十パーセント以上の変更に係るもの（次に掲げるものを除く。）

ア　農用地の転用に伴う取水量の変更

イ　農用地以外の土地の流域開発等に伴う流出形態の変化及び豪雨等の異常な天然現象に起因する排水量の変更

ウ　施設の区分の変更に伴う変更であって法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用用排水施設の本来の機能を損なわないもの

(四)　管理の方法で干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの（施設の区分の変更に伴う当該措置の変更に係るものであって法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用用排水施設の本来の機能を損なわないものを除く。）

五　規則第六十七条の六第三号に掲げる事項のうち同項第二号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるものは、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものに係る事業費（次に掲げる場合を除く。）とする。

(一)～(三)　（略）

（新設）

四　規則第六十七条の六第一項第三号に掲げる事項のうち同項第二号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるものは、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものに係る事業費（次に掲げる場合を除く。）とする。

(一)～(三)　（略）

（平成二十年農林水産省告示第八百六十九号の一部改正）

第七条　平成二十年農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　一のアの支払期間の始期は、当該国営市町村特別申請事業が完了した年度（当該国営市町村特別申請事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により行う同項各号に掲げる土地改良事業（以下「復旧事業等」という。）を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。	二　一のアの支払期間の始期は、当該国営市町村特別申請事業が完了した年度（当該国営市町村特別申請事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第五十号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第二十五条第五号の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行令第二十五条第五号の環境大臣が定める事業を定める件（平成十七年三月環境省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年四月一日

環境大臣　浅尾慶一郎